

「米価の安定対策」を求める意見書

平成 26 年産米は、農協や業者の取引価格が前年を 4 千円程度も下回り、コシヒカリ一俵当たり 8 千円台の大暴落となっている。

販売農家や集落営農組織は、平成 26 年産米から適用された米の直接支払交付金の半減や米価変動補填交付金の廃止のもとで、現在もなお生産費を大幅に下回っている米価の暴落が続くなら、再生産が根底から脅かされることになる。とりわけ、担い手層の経営への打撃は、計り知れないものがある。

特に、「埼玉一の米どころ」の当市においては、米価暴落は、農家は勿論のこと、地域経済に甚大な影響を及ぼすことは必至である。

政府は、飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、助成制度を手厚くする等し、主食用米からの転換を推進しているが、対策の初年度ということもあり、マッチング、貯蔵、調整施設等が未整備であり生産現場で十分な対応が出来ない事態にある。

そもそも、この間の米価の下落は、平成 25 年・26 年度における米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を決定した平成 25 年 11 月開催の食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、平成 26 年 6 月末在庫量が 2 年前に比べて、75 万トンも増える見通しを政府は認識していたが、対策を講じなかったことに原因がある。

また、「攻めの農林水産業のための農政改革」で 5 年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割である。よって、過剰基調が明確になっている今日、政府の責任で需給の調整を行なうべきであり、緊急に対策を講じる必要がある。

以上の趣旨から、政府に対し、下記事項の実施を強く求める。

記

平成 26 年産米の米価暴落に鑑み、政府は、緊急に過剰米処理を行なう等、米価安定対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 6 日

埼玉県加須市議会

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務省
農林水産大臣